

# 福井県動物愛護管理推進計画改定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定により策定した「福井県動物愛護管理推進計画」を改定するにあたり、広く県民、関係団体、有識者等からの意見や提言を計画に反映させるため、改定委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、「福井県動物愛護管理推進計画」について、必要な事項を協議し、意見を述べ、提言を行うものとする。

## (委員)

第3条 委員会は、委員10名以内で次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 行政機関

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長等)

第4条 委員会には、座長1名および副座長1名を置く。

- 2 座長は、福井県健康福祉部企画幹職にある者とする。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集する。

2 会議の進行は座長が行い、座長は委員会の意見をとりまとめる。

## (関係者の出席要請等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

## (附則)

この要綱は、平成25年 9月30日から施行する。

(別紙1)

### 福井県動物愛護管理推進計画改定委員会名簿

所 属	氏 名
福井県教育庁義務教育課 課長	上野 弘
仁愛大学人間学部心理学科 教授	大森 慈子
福井県健康福祉部企画幹	北 慶一
坂井市生活環境部環境推進課長	黒川 正夫
公益社団法人日本愛玩動物協会 福井県支部長	坂川 逸海
公益社団法人福井県獣医師会 会長	柴田 晴夫
公益社団法人福井県獣医師会 学校飼育動物事業対策委員会 委員長	大門 由美子
美浜町住民環境課長	高木 剛
福井市足羽山公園遊園地 園長	前田 淳一
福井県自治会連合会 会長	村西 勝雄

(五十音順、敬称略)